

自治研おかやまnews

No.4

700-0086 岡山市津島西坂1-14-18 労働福祉事業会館三階 Tel & Fax 086-214-2085

HomePage: <http://www010.upp.so-net.ne.jp/jichiken/>

>>誰にでもわかる？！合併のQ&A…最近の動向から

Q1:合併はいつまですればいいのですか？

A:合併特例法は平成17年度（2005年）3月までです。しかし、最近片山プランや総務省事務次官通知で、合併対象自治体が議会決議をして岡山県知事に2005年3月31日までに届ければ合併特例法の優遇措置（交付税の算定替え、合併特例債など）を受けることができます。

Q2:いつまでに法定協議会を設置すればいいのですか？

A:当初は、22ヶ月前と言われていましたが、本年6月11日の総務省事務次官通知や最近の首長の言動をみると来年3月ごろまでに設置すれば間にあうようです。このことも、合併を促進するために、更に短縮される可能性があります。

Q3:西尾私案の「小規模町村」はなくなるのですか？

A:4月30日の地方制度調査会では小規模町村の人口要件は書き込まれませんでした。最近の片山大臣の言動をみると、最終報告でも書き込まれないのではと予想されます。これは、地方自治法の改正も必要ですし、それ以上に憲法の問題になるためです。しかし、来年度予算の概算要求の素案によると人口4千人以下町村は、段階補正見直しによる更なる兵量攻めを覚悟しなければいけません。

Q4:合併しないと地方交付税が減らされるのですか？

A:普通交付税は、中長期的に中立です。地方交付税法によって基準財政需要額と基準財政収入額の差分を交付されるようになっていますので、合併してもしなくても変化はありません。減るときは国の交付税総額が減少するからであって、合併してもしなくても平等に減ります。ただ、合併した時には、算定替えが10年間続く特例があります。しかし「減らない特例」というのは優遇といえるのか疑問ですね。

Q5:合併の一番のアメと言われる特例債は本当にお得なのですか？

A:合併すると11年目から交付税の一本算定が始まります。合併の規模にもよりますが特例債は減らされる交付税の先食いの側面を持っています。また、特例債の元利償還のピークは合併後14年目から21年に訪れるため、交付税の減額と併せ一般会計のダブルショックが来ます。使い方は慎重にしなければいけません。また、最近駆け込み公共事業が見られますが、これらは私たちの孫に負担を転嫁するものです。

Q6:ところで今回の合併の目的は何ですか？

A:始まりと原因は国の財政破綻です。しかし、最近は政府でさえ目的を見失っています。自治体が合併の目的を明確にもち、住民に説明し、自己決定・自己責任で合併することが求められています。

市町村合併速報板をつくりました

「自治研究センターおかやま」は、日々変化する市町村合併に対応するため、**「市町村合併速報板」**を自治研おかやまのホームページ内に設置しました。マスコミで報道された内容、県議会や国会、また自治労中央本部、自治総研、全国の自治研センターから入手した資料を、適宜掲載していきます。

ぜひご利用下さい。そして皆様からの情報をメールでいただき、市町村合併の課題を共有化し、一緒に考える場にしていきましょう。



<http://www010.upp.so-net.ne.jp/jichiken/gappei.html>

合併シミュレーションの平成13年度版が完成しました。

前回の平成12年度版に引きつづき、平成13年度版のデータ入力が終わりました。今回は、中核都市モデルやこの間の交付税の変遷なども入力しています。そして、合併した場合の職員数・交付税の減額・特例債の償還などがわかりやすく見ることができます。お求めは、FAXまたはメールでお受けします。

自治研究センターおかやま（自治研おかやま）

〒700-0086 岡山市津島西坂1-4-18 労働福祉事業会館3階

Tel:086-214-2085 (Fax兼用) Mail:jichiken@sb4.so-net.ne.jp